

議案第66号

総社市国民宿舎条例の一部改正について

総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

国民宿舎サンロード吉備路の使用料を改定し、物価高騰等による収益の減少に対応することにより、同施設の安定的な経営を維持するため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例

総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
(使用料) 第17条 略 <u>2 指定管理者は、利用者が1部屋に1人で宿泊する場合は、別表第1に定める宿泊料に100分の50を乗じて得た額を超えない範囲内において市長の承認を得て定める額を加算した額を、当該利用者の宿泊料とすることができる。</u> 3 第1項の使用料は、国民宿舎の利用を終えるときまでに納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合については、この限りでない。			(使用料) 第17条 略 2 前項の使用料は、国民宿舎の利用を終えるときまでに納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合については、この限りでない。		
別表第1（第17条関係） 宿泊に係る1人当たりの使用料（食事を除く。）			別表第1（第17条関係） 宿泊に係る1人当たりの使用料（食事を除く。）		
種 類	料 金（消費税等を含む。）		種 類	料 金（消費税等を含む。）	
	宿泊料	宿泊料の割増		宿泊料	宿泊料の割増

改正後				改正前							
和室 (トイレ付)	大人	6,050円	繁忙日については宿泊料に100分の20を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算するものとする。	和室 (トイレ付)	大人	4,950円	繁忙日については宿泊料に1,100円を加算するものとする。				
	小学生	4,730円			小学生	3,850円					
	幼児	2,200円			幼児	1,650円					
和室・洋室 (バス, トイレ付)	大人	7,150円		和室・洋室 (バス, トイレ付)	大人	6,050円					
	小学生	5,830円			小学生	4,950円					
	幼児	3,300円			幼児	2,750円					
和洋室 (バス, トイレ付)	大人	7,700円		和洋室 (バス, トイレ付)	大人	6,600円					
	小学生	6,380円			小学生	5,500円					
	幼児	3,850円			幼児	3,300円					
備考 略				備考 略							
別表第3 (第17条関係) 研修室等使用料				別表第3 (第17条関係) 研修室等使用料							
種 類		使用料 (消費税等を含む。)				種 類		使用料 (消費税等を含む。)			
		9時～13時	13時～16時	13時～18時	18時～21時			9時～13時	13時～16時	13時～18時	18時～21時
コンベンションホール	全面	22,000円	19,800円	33,000円	33,000円	コンベンションホール	全面	22,000円	19,800円	33,000円	33,000円
	2分割	11,000円	9,900円	16,500円	16,500円		2分割	11,000円	9,900円	16,500円	16,500円
研修室A		1時間につき 1,980円			1時間につき 3,300円		研修室A		1時間につき 9,900円		
研修室B		1時間につき 1,320円			1時間につき 2,200円		研修室B		1時間につき 6,600円		
略				略							
備考 略				備考 略							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の総社市国民宿舎条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用における使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日の前日までに行われた施行日以後の利用に係る国民宿舎の予約において、改正前の総社市国民宿舎条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用料の額を確定した場合における当該使用料については、旧条例の規定を適用する。

（総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例（平成31年総社市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 この条例は、 <u>令和元年</u> 10月1日から施行する。	附 則 この条例は、 <u>平成31年</u> 10月1日から施行する。